

質問回答書

業務名：城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務

資料名：城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務基本仕様書

No.	質問内容	回答内容
1	本事業で企画・実施するイベントについて、入場料や体験料等による収益化は可能か。	イベントの実施にあたり、参加者から入場料や体験料等を徴収することは可能です。ただし、徴収した入場料や体験料等は本事業の委託料とは区別したうえで、実施イベントの経費として使用してください。
2	「長府苑、長府庭園、下関市立美術館前広場、関見台公園などの連携により」とあるが、必ず全ての場所を巡ることが条件となるのか。それとも、提案内容によっては一部のみを巡る形でも問題ないか。	一部のみを巡る形でも可ですが、本事業の趣旨を理解し、城下町長府地区の回遊性向上に資するイベントを提言してください。
3	委託業務者によるイベントで悪天候による中止は可能か	中止した場合は、別のイベントを実施するか、他のイベントの実施日数を増やして延べ4日以上実施してください。
4	募集イベントの管理運営以外に施設内清掃などは必要か。	不要です。
5	人件費の基準はあるのか。	ありません。
6	イベント保険の他に必要な保険はあるのか。（施設内調度品や備品を破損した場合は弁償義務があるか）	提案者が実施するイベントは提案者の責任でイベントを実施してください。 長府苑利活用促進に向けた事業は、公募で選ばれた者の責任で実施します。 それぞれ、主催者に原状復帰をお願いするので、弁償義務があります。主催者が保険等に参加いただくことを想定していますが、主催者の故意による事故等、イベント保険の範囲外の弁償義務がないとは言えません。
7	イベント募集の広報に関係機関（例：コンベンション協会）に協力を求めてもよいのか。	問題ありません。
8	屋外での音響に対して基準はあるのか。	長府苑及び周辺は第二種低層住居専用地域に該当するため、騒音規制があります。この規制によらず、周辺は住宅街であることから、近隣の迷惑にならないよう十分に配慮してください。 (参考) 昼間（8時～18時）50dB以下 夕方（18時～21時）45dB以下 ※第二種低層住居専用地域における下関市騒音の規制に関する基準

No.	質問内容	回答内容
9	火気厳禁だが電気器具は使用可 か。	電気器具は使用可能。
10	屋外でのイベントで市の施設な どで電気を使用する場合料金は かかるのか。（例：ライトアッ プ等の電源）	原則として、実費がかかります。 個別の案件については、契約締結時に受託者と協議します。